

それで、こういう説明を、我々受けていくわけですよ。交付金には二種類あるんだと。一つは、三分の一の面積を国に提供しているわけですから、その固定資産税に見合ったものがあるし、もう一つはドル資産の問題があるんだというような形があるわけですが、これは、実は思いやり予算でつくっていますから、ドル資産の勘定をするかどうかについてはわかりませんが、少なくとも、地域の中に大きな建造物ができていくといった中で、交付金への影響が当然出てくると思いますけれども、そこはどのように認識をしているかを伺っておきたいと思っています。

それから、その次に、東口の自転車の問題なんですけれども、確かに、市長のおっしゃるとおり、あれが放置自転車と言えるかどうかということの認識は別なんです。つまり、朝来て置いて、また帰って置いて、夜また帰って帰ってくるんですけれども、正確な意味での放置、つまり何日も置いてある自転車は、また別にあるのです。夜なんか、あそこに写真撮りに行ったりとすると、朝方二時、三時になっても置いてある自転車がありますから、それは明らかに放置をしてある。それから、もう一種類あるのが、近くの学校に通うために、あそこを駐輪場に行っている人たちもいるわけですね。朝なんか見ていると、駅を降りて、そこから自転車に乗って出かけるというタイプの人もいるわけで、そうしますと、相当恒常的に置いてある方たちも多いと思います。それが、結局のところ、天気がよければ、次々に自転車で来る。歩道が埋まってしまうという形で、一日ごらんになるとわかると思いますけれども、高齢者事業団の方はものすごく努力をしています。とにかく、放置していった自転車をきれいに並べかえているわけです。それで、歩道を確保しているわけですし、それから、あそこにドーナツ屋さんがあって、ドーナツさんの前にも置く人が、もちろんいるわけで、その前には、チョークでここに置くなと書いて、そこにずっと張りついたり、それから、甚だしいのに至っては、バス停の中に置いていくのです。屋根があるものだから。これなんかは、ちょっとモラルの問題というか、あきれ果てて文句も言えないんですけれども。なおかつ気の毒なことに、そういう方たちに注意をすると黙って置いていたり、ひどいときは、高齢者事業団の方がどなられているのです。

そういうことが実際に頻発していて、ああいった状況の中で、大変つらい思いをしてやっている形があ

るわけですから、これは報われることのないような仕事なので、一日も早く対応を考えていただきたいと思えますけれども、要するに、今の答弁を聞く限りは、即対応をする方法はないというふうに理解しているのでしょうか。つまり、そうすると、千五百何十台の自転車がずっとあることになります。

それで、僕も自転車置き場に置いた人たちと随分話をしたのですが、一つの心配は、大変遠くの人もあるし、近くの人もいるのです。それから、羽村、瑞穂という人が多いですよ。それからもう一つは、ちょうど羽村と瑞穂の間ぐらいから来ると、羽村に置かずには福生に置くというふうに言うんですね。それはなぜかというふうに聞くとね、福生の方が置きやすいと言うのです。羽村の方が置きにくい、狭いというのです。羽村の制限の仕方がどういう制限の仕方をしているかわかりませんが、福生の方が置きやすいから置くんだというのは、これはちょっとゆゆしき問題であります。だからと言って、羽村に置けとは言えないのですけれども。しかし、それから言えば非常に放置しやすい状態に置いていることは事実なのです。無理無理置いておくことができるわけでしょう。そうした規制すら、今行っていないわけで、今やっているのは自転車の整理なのです。その限りでは、僕は、限りなくふえていくと思うし、このことについては、ほかの議員さんもそうですし、僕も五年、六年前に質問していますけれども、そのときよりも自転車の数は五割以上ふえています。それは、この間、手を打たない中でふえていったと思います。

それで、一つの問題としては、先ほどの撤去の方法やPRや関係機関というところを、具体的にお願いします。例えば杉並区——あちらこちらで放置自転車条例というのは、この間でできていますし、二十六市でもできていますけれども、同時に、自転車の駅前整理の問題からいえば、一定距離以上の住民に対しては、つまりバスを渡さないとかという形で制限している杉並区の例がありますし、それから、ほかのところでは、自転車設置場をつくるということとで解決をしているわけですが、相当強行な手段でもとらない限りは、最初に言いました、つまり福生が置きやすいというように形で置かれてくる分には、ちょっとどうしようもなくなってくると思います。

そのことも含めまして、具体的な方策について考えているならば、ぜひそれを伺っておきたいし、それ

からPRの問題や、関係機関への調整というところは、具体的にどのようなことをおやりになるつもりかということも伺っておきたいんです。

それから、取り締まる法律がないので、実際にはできないというけれども、今置いてあるのは歩道でしょう。つまり、市の管理責任の問題になってくると思っています。あれが、例えば民有地であったりという形ではなく、明らかに市がつくっている歩道の上に置いてあるわけで、なおかつ、その歩道も全部ふさがっているわけですから、ここは、その法律がある、ないの問題以前に管理責任が問われてくると思います。それで、もう一つ進めていきますと、さっきの事故の問題が、やはり大きくなってくるわけで、今後あそこで事故があつて、管理責任が問われるというようなことがあったときに、市は対応し切れるのかということをお伺いしたいんです。現実には、そういったシュミレーションを行っているかということも伺いたいです。自転車の問題については、自転車駐車場をつくらなければいけない。そのためには、地主さんとの交渉がある。地主さんとの交渉の中では、そこにいる人、現に住んでいる人の交渉の問題があるというところについては、聞いているからよくわかつているつもりなのですけれども、それを置いておいたとしても、現実には管理責任まで問われてくるときに、どのような形で対処をするつもりなのかということをお伺いしたいと思います。

それから、次の就学時健康診断の問題なんですけれども、三小から始まって、二十四日の四小まで行つたと。七百三人で、実際には未健診者が二十一名いたということなのですが、未健診者のうち、拒否というのに関しての認識は、どのように教育委員会の方が持っているか、ちょっと伺いたいです。就学時健康診断を拒否をしますと言った人のところにも、昨年もそうなんですけれども、就学時健康診断、未受診者の受診についてという、さらに連絡が行くわけです。これは、未ではなくて、はっきり拒否をしているわけですから、その拒否についての中身その他については、ちょっと認識の問題でずれがあるのではないかと思つていますけれども、拒否者に対しても、再度受診をするように手紙を出したり、連絡をしたりするような形を、現実に行っているかどうかということをお伺いしたいと思います。

それともう一つは、これは学校保健法の改悪のときにも議論になったことですが、現実には、もう五十

四年から始まっていますから、長い間やっているわけで、現実にはどうですか。十一月に健診をする。つまりこういう理由ですね。十一月に健診するというのは、表向きは健診をして背の高さや身長を計っておけば、入学するときに机の大きさが決まるとか、そういうことを言っているわけです。そんなものは三月にやっても同じなんですし、十一月から三月まで背が伸びるに決まっているなんていう反論も、一方であったわけですが、現実には、この時期に健診をしまして、三月までの間に大きな変化はありますか。具体的に、虫歯なんかは、例えば十一月期で見つけるでしょう。では、三月期なり入学期で大きな変化というのはあるんでしょうか。どうしても、今や、割と就学時健康診断そのものは、よくも悪くも定着してきたのです。お母さんたちにとっては、就学前の行事の一つなのです。だから、保育園で誘い合わせて行って、みんなちゃんと、ちゃんとセットに行ってきたとか、きょうはスカートをはいてきますなんていう感じのお母さんも含めてあるわけで、定着をしていることは間違いないのですけれども、実際に十一月にそういった健診をするところの、その具体的な意味みたいなことは、その効果という上ではあるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

それともう一つはね、さっきも言いましたけれども、実際に就学時健康診断通知が来る人は、つまり、就学時健康診断まで来るんだから、実際にいいわけ。その前の今年度の就学時健康診断の前の就学相談の段階では、どのような形になっているか伺っておきたいと思つています。

それから、さっきの二十一名の未受健者のうちの、その他五というものの中身をちょっと教えてください。

それから、もう一つは就学時健康診断の中身です。青梅市なんかは、市販の知能テスト等々を使つていたりするわけで、問題があるというふうになっているのですけれども、今回のテストの内容等々について、ちょっと伺っておきたいと思つています。

それから、最後の庁内での便宜供与についてということ、市長の方からは、中身から言いますと、大変に申しわけないということ、私の方でもそのように理解をしていたつもりなのですけれども、ただ、不注意に配布をしたということをおっしゃっていますけれども、これはことしだけではないのです。本年

は十一月二十七日を提出期限にして、全員御提出くださいというゴム印を押した封筒が配られているのですが、昨年はずっとすぐくて、最初から刷り込んであるのです。「福生市役所職員の皆さんへ」と刷り込んであって、なおかつ、提出期限も提出先も刷り込みなんですよね。ということは、相当きっちりした相談でもない限りは、こんなものを民間業者がつくるわけはないんですよ。それで、問題だと思ったんです。去年、昨年も、このことについてはおかしいのではないかという職員の声はあったんですよ。それで、さすがにこういうことは本年はないだろうと思っていたら、また同じものが出てきて、ちょっと違うところは、要するに、「市職員の皆さんへ」がなくなっていて、それから、去年の場合には、明らかにこれコンピュータだと思えますけれども、打ち込みにあったものが、今回なくなってゴム印に変わっているだけなのです。

そうすると、では、昨年のことはどうなるかということ、もう少し伺っておかないといけない。昨年はさっき言いましたけれども、お手紙がついているわけです。それは、「アメリカンファミリー」という具体的な名前で申しわけないけれども、時候のあいさつの後に、「さて、このたび貴福生市役所庶務職員課殿の御了解をいただきまして、職員の皆様にながらん保険をお勧めさせていただくことになりました」ということになるわけで、例えばさっきも言ったチェックキングオフの給料天引きで、いろいろなものをお願いする。共済でお願いするという制度はずっとあるわけですから、それをいろいろな保険の方たちも、御努力をして精査なさっていると思います。どうして、ここだけが突如として、つまりこういった形で、あらかじめ刷り込まれたようなものを配ることになったのかという経過を知りたいのです。これは僕は、それこそ職員課なり、それから総務なりとあらかじめの打ち合わせでもない限り、こういうことはできないと思います。しかし、それで、なおかつ、これが出てきたというのは、やはりそれなりのことがないと、相談がないと無理だろうと思っっているのです。このところの現実的な経過ということ、少し伺いたいです。何となく不注意で配っちゃったというようなことでは、ことし配った人が気の毒であります。つまり、それは当然来たから配ったわけですから、不注意という段階であれば、不注意であっても、提出先が厚生課に入ったものが出てくることは、やはり不注意の段階ではないのではないかと思っているのです。

す。もう少し内容を把握する形で御答弁をいただきたいと思えます。ほかのいろいろなね、さっきも言いましたけれども、財形貯蓄にしたり、保険にしてもそうですけど、いろいろな方が庁内でセールスなっている。そのことは認められていることですし、それから、共済がやることについても、それは当然のことですから、そういうような中で、職員がほかのさまざまな業者の方たちにお願したり、あるいは市が便宜を図ることは当たり前なんですけれども、どうしてここだけが特別になってしまったのか。では、この前の年からこれがなかったのかということもそうなんです。これは、昨年六三なんですけれども、この前の年まででは、この方はこういった形ではなくて、突然このときからこうなったというには、理由がないと納得しかねるところがあります。そこをもうちょっと伺っておきたいと思っています。以上です。

○議長（仲村清信君） 十一時まで休憩いたします。

午前十時五十二分 休憩

午前十一時 開議

○議長（仲村清信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長（森田 進君） 自席からお許しいただきまして、基地の問題と最後の庁舎内における便宜供与、この二点について御答弁申し上げます。

基地に関連しまして、今回の部隊の移駐、その他によりまして、飛行機がふえまして、それに伴う飛行訓練がふえてくる。そういうものに対する対応ということですが、確かに、御指摘のようにクラーク基地から移駐されて、C9あるいはC130を含めまして、現在五機ほど増強されているわけですので、それに伴う訓練は、当然ふえてくると、そういうふうになると思いますが、一つには、やはり慣熟訓練というような形で行われるというふうなことについては、ある程度やむを得ないのかなあと、そんなふうに考えております。

それから、特に十一月に編隊飛行その他の訓練が、かなりほかの月と比較しまして強化されたというふ

うな御指摘でございますが、たまたま十月から十一月にかけてまして、滑走路の改修等が行われまして、それに伴いまして一時的に行った訓練であると、そのように理解をしているわけでございます。

それから、アンテナに関連をいたしまして、市民へのPRというようなことでございますが、大変恐縮でございますけれども、基地の中の建物、その他施設の増設等につきまして、国の思いやり予算で行うものにつきましては、その都度、通告があるわけでございますが、特に、今回のアンテナのような、ああいった国の思いやり予算を離れて行う施設整備、そういったものについては、特に通告その他がございませんで、わかり切らないと申しますか、そういう問題がございますので、あらかじめひとつ御理解いただければと、そのように思うわけでございます。

それからもう一点、最後のがん保険に関連をしてでございますが、昨年も指摘し、ことしも同じようなことが繰り返されたと、そういうふうなことでございまして、本件につきましては、先ほど、市長の方からも答弁の中で申し上げましたように、大変行き過ぎというか、そういう問題がございまして申しわけないと思うわけでございますが、たまたまこの四月に人事異動等が行われまして、特に担当が三名のうち二名かわつたと、そのようなことがございまして、その引き継ぎ、その他が十分でなく、ああいった事態が出てきてしまったということでございまして、責任者の立場といたしましては、大変監督不行き届きと申しますか、そういう点で、申しわけないと思うわけでございます。

それから、今年度は先ほど指摘されましたように、十一月の二十七日に集約をするというような形で、資料等は流れているわけでございますが、現実には、まだ今年度の関係については、集約をし切っておりませんので、その点については御容赦いただきたいと思ひます。以上でございます。

○企画財政部長（野沢久人君） 自席から、横田基地に関する四点目の高層ビルの関係と、それから、交付金等の関係につきましての御質問がございましたので、お答えを申し上げます。

この関係につきましては、国有提供施設等所在市町村助成交付金の方にかかわってくるわけでございまして、建物も、建物が完成しまして、それが国有財産台帳に登録をされる形になりますと、要するに対象資産としてカウントをされると、こういうことになって、増額の要因ということになるわけでございます。

ただ、この金額につきましては、その時点における国の予算額の総額ということになりますけれども、それから、全国の対象資産の伸び率との関連、そういった点で算定がされますので、要するに、毎年、予算に定める範囲内で交付するという基本的な考え方がありますので、そういう意味では、額を算定するということについては、資産の額が決まりましたも、それがそのまま算定されてくるというような形にはならないということになります。

そんなところでございます。よろしく願ひします。

○市民部長（岩崎好亮君） 東口の自転車の件で、その対応についての御質問でございまして、その中で、現在のことで、もう少し具体的にというようなことでございます。

実際には、そこを解決するには、駐輪場をつくれれば、かなり解決するんではなからうかと思ひますが、現在のところ、非常に難しい段階で、今すぐという解決ができないのが状況でございます。そこで、庁内でも、代案とかそういうふうなことで種々検討はしているところでございますが、これといった決め手がないのは、まことに申しわけないというふうに思っているわけでございます。検討して、一日も早くできるように駐車できて、条例等がつくれるようにしたいと思ひしております。

次に、実際にそれでは、置いてある自転車をどうするかというふうな、ちょっと御質問のようでございますが、ずっと置いてありますと、私の方では七日も置いてあるということになると、いわゆる警告とございますか、置いてもらっては困りますというふうなことを出しているわけですが、その後に移動をさせていただいているというのが実情でございします。

それから、先ほど御指摘をいただきましたように、自転車の後にある高校の、いわゆる校章が張ってあるような自転車がございます。そういうようなところの高校につきましては、私の方から教務といひますか、学校の事務局を通じて、おたくの生徒の自転車がこういうところにあるから、ぜひそういうことのないように、置かないようにというふうなことで、連絡等をしているところでありまして、なお、私の方では、西口にも駐輪場がございますから、その高校には、そちらの方でいかがですか、そちらの方へ置いていただきたいというふうなことを言っているわけでございます。

それから、そのほかにも、具体的にはどうするかというようにございますので、何といいますか、引き続き高齢者事業団等で、そういう放置自転車に対して、しないようにということをお願いを引き続きしていかなければいけないのではないかと、こういうふうに思っております。以上です。

○建設部長（小野光朗君） それでは、引き続きまして、東口の自転車の二番目の事故等について御答弁申し上げます。この放置自転車の道路上の対処の仕方については、まあ大きく分けますと、道路交通法と道路法と、あと自転車法というのがあるわけでございます。ここでは、道路上の市長の管理責任という御質問でございますので、この辺について御答弁申し上げます。

まず基本的には、道路管理者の責任の範囲というのが最も大切なのは、やはり道路構造が、現に交通の用に供している範囲で、完全で、なるべく円滑に図るべく管理することが大事だと思います。一つの例として、自動車などで、人との間に事故があった場合には、当然その自動車と人との間の問題だということに解釈しております。ただ、道路管理者というものが、道路の安全、整備ということについての責任があり、かつ、つくってから廃止するまでの間の管理責任というのがあるとすれば、そういう面で、もし、そういう放置自転車等の問題があったときに、その責任が全然ないかという問題については、なかなか難しい問題があると思います。東京都等にもいろいろ相談してみたのですが、なかなかその前例がないのでございまして、例えばその管理上、そこに放置自転車があつてはいけなとか掲示しておいたり、あるいは放置自転車を撤去しているという手続、あるいは高齢者の方による指導、整理、そういうふうなものやっている場合と、全然やっていない場合等によっても違いますし、その放置自転車が盗難品であるか遺失物であるか廃棄物であるか、あるいは所有者がいないのか、そういうケース・バイ・ケースによって、みんな違ってくるわけでございまして、ただ一概に、管理責任がある、ないとは言切れないと思います。いずれにしても、そういう事態については、事故があった場合についての裁判のケース・バイ・ケースによって判断されると思います。以上です。よろしくお願い申し上げます。

○教育次長（古谷正夫君） 五点にわたりました、御答弁させていただきます。

第一点は、拒否者への通知でございまして、未実施の方と同様に、後ほど文書で通知を申し上げます。

まして、受診されるよう御指導申し上げているわけでございます。

それから、就学時健康診断で大きな効果があったかというふうな御指摘でございましてけれども、この数字の実態はつかんでおりませんけれども、学校医等の先生方にいろいろと聞きますと、病気等の治療に来られるというふうなことで、この就学時健康診断が終わりましてから、子供の治療が多くなってくるというふうなことを聞いております。特に、歯を治すというふうなことににつきましては、歯医者の方から、治療に非常に多く来るといふふうなことを聞いております。それから、長期にわたるといふふうなこともございますので、非常に効果があるのではないかと考えております。

次に、就学相談でございまして、十月二十日に実施いたしました、それ以前に申し込まれた方でございますけれども、二人申し込みまして、一人就学相談されました。一人については、後ほど就学相談を受けるというふうなことであります。

それから、その他の五人の内容でございまして、これは行方不明の方でございまして。

それから、最後にテストの内容でございまして、七校あります小学校では、市販のテストを使っております、学校の用紙で行っていると。独自のテストを行うというふうなことでございます。以上でございます。

○十三番（遠藤洋一君） それでは、三回目の質問をします。

一番目のフィリピン、クラーク基地からの移駐に関しては、それではあれですか、森田部長の説明を聞く限りでは、要するに慣熟飛行は当然なんだと。やむを得ないんだということですね。であれば、これはあれですか、ここの新しい部隊は、当然、僕は三九協定については、摘要になると思いますけれども、そこは、こはどういうふうに考えていますか。つまり、市内の上空を飛んだりしないというふうなことがありますよね。そこについての確認は、これは新しい部隊に關しても行っている形になっていきますか。そこは、確認あるいは申し出をする。これは市長に聞いた方がいいと思いますけれども、伺っておきたいし、C9の慣熟飛行は相当あつかましいと思います。皆さんもそう思っていると思いますけれども、足を出したまま、熊川の相当低空を飛びますよね。僕は三九協定なんていうものを知らないと思います。知らないか聞いて

いないか忘れたか、どっちかだと思えますけれども、そこについて、僕は、もしも市の態度が慣熟飛行はやむを得ないというのであれば、どういった形でやるかということについて、全く好きにおやりなさいと言っているかどうかということ、ちゃんとこれは伺っておきたいと思えます。

それから、十一月の編隊飛行で、僕も滑走路の工事というのは知っているのですけれども、一時的な訓練であればいいけれども、現実に三機あるというのは、例えばチームスピリットを毎年やるでしょう。それで、つまり何らかの意味があるかということ、を思っているわけですが、まあ一時的なことなんだということに関しては、これは基地側との話の結果ですか。そこも、もう一つ伺っておきたいと思えます。市長さんに伺っておきたいのは、今の市街地上空の問題については、きちんとした話し合いをなさっているのかということ、一時的なんだと、十一月については、これは、どういう確認かということ、を三回目です。伺っておきたいと思っています。

それから、あのリーダーに関しては、要するに早い話が、思いやり予算だったらわかるけれども、米軍でやたらわからないんだ、御理解をと。しかし御理解できないんですね、この御理解というのは。御理解、どういう御理解をすべきなのかということ、を、ちょっと知りたいんですけれども。要するに、ああいうものができた。生々しいでっかいリーダーがあって、何か戦争にでも使われるんじゃないかと思っている人がいるわけですから、例えばさっきのランドサットは民用であって、軍事衛星用ではないんだなんていうことは、だれも知らなくて、基地の中へばこんとあれば、それは心配します。だから、皆さんお得意の民生安定ということからいっても、きちんとした情宣活動とか宣伝活動が必要ではないかということ、を言っているのです。要するに、お答えから言くと、通告がないからわからないんだと。でも、でき上がったらわかるでしょう。そしたら、それは、心配のあるものかぐらいは、僕は知らせたり、言ったりする必要があると思うけれども、ここについては、どういうふうに考えていますか。つまり、これは御理解はできません。

それから、建物に関しては、野沢部長の説明というのは、公式はよくわかります。完成したら、そうなんだと。しかし、結論からいうと、予算絡みでわからないということ、これはもういつものとおりです。

そうするとあれですね。何が建ってもしょうがないと。つまり、でっかいものが建とうがちっちゃいものが建とうが、もう国の言いなりだということ、やはりよく出てくると思えます。これについては、もうこれ以上聞いても出てこない話なので、ここまでにしたいと思えます。

それから次に、東口の自転車の件というのは、二度目の質問でも同じことを答えていらっしゃるわけ、つまり、結論から言くと、手の打ちようがないんだと。もう手が上がったということですよ。手が上がったということであれば、例えばさっきの市長の答弁もそうだけど、放置自転車の条例等々をつくって対処する。では、いつごろまでにやるつもりですか。つまり、あのままだと、果てしなくふえますよ。

だって、さっきの答弁漏れかどうか、あえてしていないのかわからないけれども、要するにPR、その他については言っていないんだもの。答弁が出てこないわけでしょう。あそこにある高校については、指導するように教務へ頼んだというけれども、千五百台の中の、あれはほんの一部でしょう。ただ、非常に固定的であるから目立つのです。もしくは、毎朝、高校生がそこから乗っていくから目立つてあって、実際にPRが必要なのは全市的に必要なわけだし、遠くの人でもない限り乗ってきてほしくないということ、を、どうして市としては宣伝活動をしていないのですか。広報等を通して、やるべきだと思います。それから、調査をすべきだと思います。その調査についての答弁を伺いたいですけれども、この間の決算委員会の中でもそうだけれども、実態をよくまだ把握されていないわけでしょう。それはお金をかけても構わないと思います。例えば、アルバイトの人をそれこそ十人、二十人お願いをして、どこから来るかの調査表をつくっていくようなことがあっていいと思います。そうでもない限り、実態把握ができれば、ではどういう根拠で自転車置き場をつくるつもりなんですか。何台分あればいいかなんていうことは、どこかに根拠が必要でしょう。今、千五百四十台近くあって、昼間は西友に来る人がいるから、もっとふえたりするわけです。それを全部収容するのは大変ですよ。

それから、今言った西口の方の自転車置き場だって幾つも問題が起きているわけで、屋根のついたとてもいい駐輪場なものだから、あの御近所の方で、あそこにならずと常駐させる方もいるんです。あそこがいいということ。御存じないでしょう。調査が足りないからですよ。四、五日行ってごらんない、毎日

通って。必ずある自転車があるんだから。それはね、それが悪いとは言えないんですよ。だって、あいてるんだもの。もっと問題なのは、今、实际的に、例えば東口、西友近くの自転車がどういう構成なのかというのをちょっともつかないじゃないやありませんか。例えば、あそこで一日、ビデオを回して、一日の検討をしたことがあります。ないでしょう。例えば写真がありますか。それから、現実に、高齢者事業団のおじさんたちに、話をちゃんと聞いていますか。どういう実例があるか調査していただけますか。本当に気の毒ですよ、あそこにいる人たちは。もう、何か一緒にいると、涙が出そうですよ。どなられるんだもの、若い人に。「関係ねえだろう」とか言われてね、自転車ポーンと置いていくようなやつがたくさんいてね。それで、おじさんは黙って自転車を並べるわけでしょう。そういう実態の調査をするために、やはり原則になるのはどういったところから、どういった市の人たちが来ているかとか、それから、一体一番遠い人はどのぐらいのところから来ているかとか、近い人も来ていると思います。先々、条例をつくった規制するといったけど、基本的な調査は今だからできるわけで、そういうことをする気があるのかどうかというのを伺いたいんです。

今、聞いたら、手は全然打てない。具体的なことはなくて申しわけないみたいなこと言われても、困っちゃうんで、そういう調査をできるのか、する気があるのかしているのかということ伺いたい。次に、もう一遍伺いたいと思います。この調査に関しては、お金さえあれば千五百台はほとんどあらえると思います。だって、朝幾ら早くても人々は四時には来ないですよ。事実五時ぐらいから来始めるんですよ、でも、どんな短い間でも、どこから来たかぐらい聞けるでしょう。そういう積算はできると思うんですよ。その中で、どこから来ているかぐらいの調査。そうでなかったら、何か、もう今や、あれは羽村から来るから悪いんだとか、瑞穂から来ているのはみんな悪いんだとかという話にしかないのですよ。それは言うのは簡単だけど。そういう調査をする気があるのかないのかということを、ちゃんと伺っておきたいと思っています。

それから、次の小野部長の説明は何にもわかりませんでした。法律についてごちゃごちゃ言っていましたけれども。つまり、こういうことです。市の管理責任がある歩道上で、市が管理している。つまり、少

なくとも高齢者事業団を使って市が管理しているごとく見える自転車、その他でもって事故があったらどうするかということだけです。そのことを伺ったら、「責任については難しい」。では、訴えられたらどうするつもりですか。つまり、市が自転車を放置をして、全く手を打たない。今のところ、全く手を打っていない状態でしょう。しかし、市が管理している歩道の上で、なおかつ、整理については、市が責任を持って高齢者事業団にお願いをしているようなところで、例えば自転車が倒れて事故があったら、管理責任を問われますよ。問われることがどうかということではなく、問われるときの対応が出来るかと聞いているのです。実際に裁判されたら、そのときに、さっき言ったみたいにごちゃごちゃ言ったってどうしようもないでしょう。具体的なその対応を考えているかどうかという、研究しているかどうかということ伺っているのです。そこは、もう一回伺いたいと思います。

それから、就学時健康診断のことですけれども、効果についてはよくわからないけれども、歯医者などについては、治療に来る。そうだと思いますよ。長期だから、効果ありだということですから、そこについての議論はわかると思いますけれども、見解を伺いました。

それから、就学相談に関しては、それでは、今回就学相談に来たのは二人だけだと。簡単に言えば、この子たちに就学時健康診断の通知は行きましたか。もしも、行っていないとすれば、就学時健康診断通知が来なかった子は二人だけなんだというふうに理解してよろしいかどうかを伺っておきたいと思っています。それから、テストの内容は、もちろん僕は最初に市販テストを、使っていないと言ったのです。使っていないことについては、今までずっと了解事項でできている。であれば、各校の独自のテストの内容というのを、ぜひ伺いたいと思います。

それから最後に、保険の関係で、やはり、これも部長から答弁いただいたわけですから、これは妙な話であって、四月に人事異動があつてかわつたから引き継ぎが不十分だったと。責任者としては、不行き届きで申しわけないという、本当に申しわけない話だと思ふんです。もしもそうだとすれば、僕は、これを昨年、公的な場所で指摘しているわけではなくて、こういうのはおかしいじゃないかという声が出ているわけです。こういうのはおかしいじゃないかということがあつて、さらにことしも同じことがあつた

から、これは、やはり正すべきことだというふうに思っているわけでした、そうでなかったら、去年、やはり行き過ぎたな、困ったな、まずいなということでもって、普通はなくなっちゃう話なわけですよ。それが、姿を変えてというか——ちょっと姿は変わったのです。福生市職員の皆様へというのはなくなっていて、何となく、一般のどこの企業、どこの公共事業体に行っても変わらないような形になっている。しかし、現実には、やはり市役所の中の業務の一環として配布されているわけです。だから、そこだということなんです。では、ほかの業者に対しては、そういった便宜供与はしているかどうかということをおききと伺っておきたいのです。つまり、全部の方にこういうことしているというのであるならば、それはそうだと思います。

ただ、特別に封筒に入って、全部の職員の机の上に配布されているわけですから。それを、しかも、市の仕事としてやっているわけですからね。ですから、こういう質問になってくるわけでした、だから、当然、痛くもない腹を探られるわけです。例えばこの幹部の人が教育委員だからじゃないかとか。それから、市長の知り合いじゃないかとか、そういうふうを探られるから全くだやなのです。そうでもなかったら、つまり市の職員、簡単に言えば、職員課を通してやれるようなことだと。ほか全部そうならばいいですけれども、現実にはどうなっているかというのを伺っておきたいのです。

それから、みんなこうですか。同封の契約希望の希望する希望しない、いずれかに丸印を記入、全員御提出くださいという、こういうことなんです。皆さん。ということであれば、いいけれども、これを、単に引き継ぎがなかったからとかいうことだとすれば、では、基本的に総務なり庶務職員の基本的な仕事の方針がどうなっているかということになっちゃうわけでしょう。だから、これにはきちんとした意味があるだろうと思います。そのところで伺っていくわけで、便宜供与という形で質問するわけですけれども、どういう形にしているのかというところについて伺いたいし、当然さっき言いました財形、その他についてはチェックキングオフの形はわかっているわけですが、いずれにしましても、一定数集まればチェックオフしてくれるわけで、天引きの形で、職員の方にしてみれば、それは一般職員も、それから管理職の方もみんなそうですけれども、非常にありがたい話ですよ。つまり、天引きされてがん保険が

かっているわけですから。しかし、その便利さの問題と手続の問題は別ですから、そこは、はっきり分けたいと思います。以上です。

○市長（石川彌八郎君） 市街地上空の低空飛行訓練の件でございしますが、私といたしましても、大変遺憾とっております。ただ、基地が存在する限りにおいては、ある程度いたしかたがないと。しかし、再三これが目に余るようなことがあれば、その都度司令官の方へ交渉に行っておると、こういったような経緯でございます。これから、なるべくこういうことのないように、福生市民のために要請をしたいと思っております。以上でございます。

○総務部長（森田 進君） 基地問題に関連いたしました、この十一月に行われた編隊飛行と申しますか、それに対する情報はどうかと、そういう御質問でございますが、これは、基地の方へ確認しまして、この時期に、補修工事のために行われたと、そのように確認をしております。

それからもう一点、施設のPRの関係でございますが、本件については、御案内のように軍事施設であるというふうなことから、思いやり予算等の問題は別にして、なかなか把握し切れない面もあると。そういうふうなことで、なかなかPRの方も十分できない、そのような形で御理解いただければと、そういうつもりで申し上げたわけでございます。

それからもう一点、最後のがん保険の関係でございますが、役所の中で、いろいろな形で物品のあっせんといったものが行われるわけでございますが、それらについては、あくまでも主体的には、その勧誘業者、そういったものが中心になって行われますし、特に保険の関係等についても、保険の勧誘員が昼休み等に許可をもらって入ってきて、勧誘をしているというのが実態でございます。そういう当たり前の実態から見ますと、今回のこの扱いについては、過去のいろいろな今まで来た経過があるようでございます。そういう経過は別にしましても、完全に行き過ぎがあると、そんなように理解をしているわけでございます。そういう点で、今後、こういったことについては十分反省をし、厳重に注意をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○市民部長（岩崎好亮君） 東口の駅前の自転車のことについての御質問で、一つは、PRをどうしている

のかと。あるいは、調査をどうするのかというような御質問でございます。私の方で質問のことについて全体的に答弁になるかどうかわかりませんが、いわゆる放置自転車については、現在広報等でPRをもう既にしております。

それから二番目としましては、乗ってこられている自転車には、十月の二十五日から三十一日の間に、自転車の中へ、放置自転車についてのキャンペーンといいますか、道路交通やいろいろな問題がありますので、できるだけ乗ってこないように。あるいは置かないようにというようなことの、いわゆるチラシを籠の中に入れたと。それだけでいいということではございませんけれども、そういうようなことはしているわけでございます。

それから、実態調査という御質問がございました。私の方も決算委員会等の関係もありまして、十二月一日の日に、職員が現状がどうなっているのかというようなことで、放置自転車といいますが、置いてある自転車について、東、西を調査しました。その中では、福生市の自転車が三百四十一台ほどございました。全体値でみますと、五五・二％でございます。それから、秋川市が九十二台でございます。一四・八％、それから羽村町が百四台で一六・八％、瑞穂町が八十一台で一三・一％ということでございます。ですが、一番多いのが住所不明といえますか、自転車が書いていないわけです。それが八百五十一台もございまして、全体では千四百九十六台の自転車を調査したところによりますと、住所不明の自転車が八百五十一台、全体で五八％ほどあったということでございます。これは予想外に多かったわけでございます。

したがって、その御質問の趣旨は、その不明の自転車がわからない。どこから来ているのかということとが、なかなかわかりませんので、想定範囲を脱し切れませんけれども、住所を書いてある範囲の中で推定する以外には余りないのかなあというふうな感じはいたします。現在のところ、福生市では、先ほど申し上げましたように、住所がわかっていると言いますか、自転車が書いてあるというものが六百十八台ございまして、先ほど申し上げましたように、福生市が三百四十一台。それから、その比率は五五・二％と、こういうような結果になっております。さらに、もう少し調査の方法を考えて、この対策を

打たなければ、全体として、今後建設されるであろう駐車場の問題、そういうようなことの一つの資料としては、当然、私の方でも対策としては、考えなくてはいけないと思っておりますので、さらに調査を進めて、今後の問題の解決に向かって努力していきたいと、こういうふうに思っております。以上です。

○建設部長（小野光朗君） 引き続きまして、事故等への対応でございますけれども、まず、道路管理上の市長の責任という問題について、遠藤議員さんの方で「ある」ということに対する対応をどうするかというところでございますけれども、基本的には、道路法上での放置自転車の撤去というもののについては、法上、なかなか放置自転車に対する処置としてはないと思えます。要するに、手続の方法として、例えば公告したり、あるいは聴聞会を開いたりして、これを撤去する手続は、自転車という大量放置物に対しては、なかなか対応できないのではないかと思います。そういう面の中で、万が一、事故があった場合どうするかということでございますけれども、あくまで、これはその加害者である自転車の持ち主と、被害者の関係が第一であると思えます。また、それとともに道路管理上の責任というふうな問題に対して、どういうふうな対応をしているかといいますと、先ほども御説明しましたとおり、撤去とかあるいは掲示板を置いたり、PRしたり、あるいは調査をしたり、あるいは高齢者事業団による整理というふうなことをやっているわけでございます。万が一、訴訟になった場合、どうするかということでございますけれども、そのときには、その訴訟のケースによって変わると思えますけれども、その訴訟の結果によって決定されるのではないかと思います。以上でございます。

○教育次長（古谷正夫君） 就学相談は二人申し込まれたわけでございますけれども、この方々については、通知はいたしております。それ以外の方につきましては、通知を差し上げました。

それから、各学校のテストの内容でございまして、白紙で丸、三角等を書かしているところが六小が一校でございます。あとは、それ以外の六校につきましては、校長を含めた職員で面談するというふうな方法をとらせていただいております。以上でございます。

○十三番（遠藤洋一君） わかりました。最後です。要望をしておきます。一番目の横田基地についてですが、結局のところ、今の答弁の中では三九協定については触れていないので、つまり三九協定など、

我が市にとっては、あってなきがごときものだろうという理解をしたいと思っています。あんなものは、つまりりたかが協定であって、何のガイドラインにもならないということがよくわかりました。聞いたのにだれも触れないのですね。三九協定に沿ってやっているのかと聞いたにもかかわらず、それについては触れていないから、そういう意味からいえば、市としては、全然頭の隅っこの方にもなかるうということを思わざるを得ません。

市街地の上空のこと、大変遺憾ということ、それは遺憾ではなくてやってもらっては困ることなんですよ。あの中でやらないと言っているのにやっているわけでしょう。それは、つまり慣熟飛行はやむを得ないとかね、そういうことを言っている限りは、そうやってしまいうわけで、あれを、やはり何度でも引っ張り出して、市街地上空は困るんだということを、あれはあんたたち約束したじゃないかと、協定があるじゃないかということを書いてもらいたいと思いますし、僕は、割とその手の弱腰は、やはり市内の上空を三百メートル以下を足を出したままのC9が飛ぶんだと。しかも、C9については御承知のことだと思いますけれども、DC9の改良型ですから、しかも、あれは一番古いプロペラタイプですから、割と落ちているのです。僕は落ちない保障は全くないと思うんだな。落ちてからでは遅い。市内の上空は、とにかく飛ぶなということが続けてやってほしいと思いますし、それから、C130にしてもそうですけれども、クラーク基地というのは、横田基地の二十七倍という大変大きな基地でして、そのあたりで飛んでいる部分には落ちても基地の中なんですから、ここは、もうとにかく基地から三百メートル飛び出せば、もう周辺人口百万というところなわけですから、そういうところでの慣熟飛行はやむを得ないという態度ではないことを希望しておきたいと思っています。

それから、さっきの三機編隊は基地から来た情報なんだと。「三機編隊が飛ぶからよろしく」、「はい」という話ではないと思いますけれども、きちんとした対応をしていただきたいというふうに思っているし、できれば新しい協定を、市と基地と結ぶぐらいの気概がない限りは、いつまでたっても市街地上空を飛ばれると思います。そこまでにしておきたいと思っています。

それから、リーダーに関しててもそうで、要するに軍事施設なんだと。だから、もうやむを得ないんだと。

やむを得ないということ、そうなのよ。だけど、具体的に建物とか滑走路とかというんではなくて、何か巨大なリーダーがどんと出てくれば、だれだってあれは何だと思えますよ。それらについても、要するに、放っておくんだと。市民は知りたければ知りなさいという態度では、やはり、僕はこれから先、どんなものがつくられてもそういう——要するに、理由はこうでしょう。——思いやり予算ではないのだから、軍事施設はよくわからないんだということだけであって、思いやり予算で、軍事施設を直接はつくらないでしよう。思いやり予算の範囲って大体あるんだから、その限りでは、例えばあそこに、どんといきなり大砲を置かれても、そういうことを言うわけです、軍事施設だからしょうがないと。そういうことになっちゃうことになるでしょう。

今度の場合だって、何となくKDDがつくったんだから安心だみたいな感じだけど、決してそうではないわけで、具体的に基地の中にそういう施設ができてくれば、しかも、知っていると思うけれども、あれは目隠しも何にもないところに来たのです。八高線からもよく見えるし、人々が通って暮らしているところの横にいきなりああいうものができたら、やはり不安がるのは当然であって、その不安に対し、どうこたえようかという態度は市長も含めて全くないですね。それは、僕は非常にまずいと思います。

次、東口の自転車の問題ですけれども、要するに調査をしたんだと。時間を決めて見に行つて、後ろの名前を見たと思うけれども、僕が言っているのは、この調査の仕方については、別にそれが悪いということではなくて、できれば、要望ですけれども、きちんと人を配置して、来る自転車から見るようなことをしない限りは、なおかつ、あれは割と変化があつて、知っていると思うけれども、午後二時、三時に置いていく人も多いです。朝だけではないんですよ、見ていると、これは、また妙なもので、その時間から行く学生だとかね、そういう人って結構いて、どうやら置いていくピーク時は二時、三時になっているみたいです。つまり、西友の買い物客は来るわ、置いていくやつはいる。さっき言ったバス停に置いていたり、ドーナツ屋の前に、いきなり置いていくのは大体その時間ですよ。事業団の人の手薄な時期をねらつてぱつと置いていくのです。そういう実態が、やはり把握されていないと、逆にいうと、自転車を置くなと強いことも言えないと思います。